

## 中津川市林業就業移住補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中津川市内に移住し、林業に従事した者に中津川市林業就業移住補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号）に定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 複数人世帯 2人以上の世帯であって、移住した世帯員の全員が移住元において同一世帯に属し、移住先においても同一世帯に属している世帯をいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定による指定を受けた振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定による指定を受けた離島の地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定による指定を受けた半島地域、又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条に規定する小笠原諸島をその区域とする市町村（指定都市を除く。）をいう。
- (4) 補助対象林業事業体 「森のジョブステーションぎふ」において求人登録されている林業事業体をいう。
- (5) 就業 週20時間以上の無期雇用契約に基づいた、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではない新規の雇用をいう。

### (交付金額)

第3条 補助金の交付額は、複数人世帯である者の申請にあつては100万円とし、単身世帯である者の申請にあつては60万円とする。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中津川市に転入する直前に、連続して1年以上東京23区内に居住していない者
- (2) 中津川市に転入する直前に、連続して1年以上東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤していない者
- (3) 世帯員の全員が令和2年4月以降に中津川市に転入した者（対象企業等への就業が令和2年4月であつて、同年3月に転入した場合を除く。）
- (4) 補助金の申請の日から5年以上継続して中津川市に居住する意思を有している者
- (5) 市税の滞納がない者
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない者
- (7) 日本人である者又は外国人であつて、永住者、特別永住者、定住者、日本人の配偶

者等又は永住者の配偶者等の在留資格を有する者

(8) その他市長が補助金の対象として不相当と認めた者でない者

(交付要件)

第5条 補助金の交付の要件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象林業事業体に就業すること。(当該補助対象林業事業体の求人への応募日が「森のジョブステーションぎふ」において求人が掲載された日以降である場合に限る。)

(2) 補助金の申請の日から3年以上継続して補助対象林業事業体に勤務する意思を有していること。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、林業就業移住補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、中津川市に転入した後3か月から1年までの期間に市長に申請しなければならない。

(1) 住民票(世帯主・続柄の省略されていないもの)(複数人世帯である場合にあっては、世帯員全員のもの)

(2) 定住等に係る誓約書及び同意書(様式第2号)

(3) 移住先の就業先の就業証明書(様式第3号)

(4) 市税等完納証明書又は市税等の未納がないことが分かる証明書

(5) 移住元の住民票の除票の写し、戸籍の附票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(複数人世帯である場合にあっては、世帯員全員のもの)

(6) 移住する直近に退職した企業等の在職証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類

(7) 法人経営者又は個人事業主にあっては、開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前項の申請があったときは、就業先が「森のジョブステーションぎふ」に求人登録されているかを確認するため、(公社)岐阜県森林公社から「森のジョブステーションぎふ」求人登録証明書(様式第4号)の発行を受けるなど、その内容を審査し、補助金を交付することが相当と認めるときは、速やかに中津川市林業就業移住補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請を行った者に通知する。

2 前項の審査の結果、補助金の交付を不相当と認める場合又はその他の理由により補助金を交付しないことを決定した場合は、中津川市林業就業移住補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請を行った者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項に定める通知を受けた者は、中津川市林業就業移住補助金交付請求書

(様式第7号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の請求書を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(現況報告)

第10条 林業就業移住補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた翌年度から起算して5年間、中津川市林業就業移住補助金受領後の現況報告書(様式第8号)を毎年4月末日までに市長へ提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第11条 市長は、補助金が適切に交付されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者の同意に基づき、補助金に関する報告を受け、又は補助金に関して立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じるものとする。ただし、就業した補助対象林業事業体の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の行為があったとき。

(3) 前号各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが適当でないとき市長が認めるとき。

附 則

この要綱は、令和2年10月6日から施行する。